

令和3年度福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金交付実施要領

令和3年4月14日

福島県産業廃棄物課

1 目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処分期間内の処理を推進することを目的として、製造者からPCBを含有していない旨の確認を得ることができない電気機器（銘板等が無い場合、製造者、型式等を確認することができない電気機器を含み、安定器及び安定器を分解又は解体したものを除く。以下「PCB汚染機器」という。）を保管又は所有している者が行うPCBの分析事業を支援する。

2 事業の内容

(1) 補助事業の実施主体

福島県の区域（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）内において、PCB汚染機器を保管又は所有している者（以下「保管事業者等」という。）であって、かつ、次のアからオのいずれかに該当するものとする。

ア 次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する者（次の(ア)から(キ)に掲げる者以外の一又は二以上の会社（以下「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該会社又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）

(ア) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（(イ)から(キ)までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(イ) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(ウ) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(エ) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる

る事業として営むもの

(オ) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

(カ) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(キ) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する者(以下「中小企業団体等」という。)

(ア) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(イ) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が2(1)アの(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者であるもの((ア)に掲げるものを除く。)

ウ 常時使用する従業員の数が2(1)アの(ア)から(キ)までに定める業種ごとに当該(ア)から(キ)までに定める従業員の数以下の法人(会社を除く。以下同じ。)(国の機関又は地方公共団体を除く。)であって、当該(ア)から(キ)までに定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 常時使用する従業員の数が100人以下の法人

オ PCB汚染機器を保管又は所有する個人

カ 破産した法人((1)アで定める(ア)から(キ)のいずれかに該当する者に限る。以下同じ。)又は個人の破産財団に属するPCB汚染機器を管理する破産管財人

(2) 補助事業期間

補助事業期間は補助金交付決定の日から当該事業年度の3月31日までとする。

(3) 補助事業の実施の方法

次のアからウに掲げる方法で分析したものに限る。

ア 特別管理廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法

(平成4年厚生省告示第192号)別表第1から別表第3に定める方法

イ 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)

(平成23年5月環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物)

ウ 低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)

(令和元年10月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル
廃棄物処理推進室)

(4) 補助金の支払い

補助金の支払いは補助事業終了後、精算払いとする。

3 補助金交付申請書の提出

補助金は、知事の交付決定を受けた福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金交付申請書に基づき、保管事業者等が実施する事業に対して交付する。申請書には次の書類を添付して提出するものとする。なお、提出部数は正本1部とする。

(1) 提出書類

ア 福島県PCB汚染機器分析支援事業計画書(別紙1)

イ 補助事業を行うPCB汚染機器(別紙2)

ウ PCB汚染機器の写真(別紙3)

エ 経営状況表(法人)(別紙4)

オ 資産に関する調書(個人、破産管財人)(別紙5)

カ 添付書類

(ア) 補助事業に係る内訳別の見積書

(イ) 中小企業者、中小企業団体等及び中小法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項全部証明書

(ウ) 個人事業主及び個人の場合は、住民票の写し

(エ) 中小企業者、中小企業団体等及び中小法人の場合は、直近の法人税確定申告書及び確定申告時の添付書類

(オ) 個人事業主及び個人の場合は、直近の確定申告書等の写し

(カ) 中小企業団体等の場合は、事業報告書

(キ) 破産管財人の場合は、裁判所の破産手続開始の決定通知の写し又は裁判所が選任したことを証するもの

(2) 受付期間

令和3年4月19日から令和3年10月29日まで(受付締切日までの消印有効)
ただし、上記の受付期間であっても、応募が予算額に達した場合は、申請の受付を終了する。

(3) 提出先

福島県生活環境部 産業廃棄物課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

4 採択基準

補助事業の採択にあたっては、次の事項を審査の基準とする。

- (1) 交付決定後速やかに補助事業に着手し、補助事業期間内に補助事業を完了する見込みがあること。
- (2) 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であること。
- (3) 当該補助事業が、既に同じ目的の国等の補助金の採択を受けていないこと。

5 補助事業者の義務

当該補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければならないものとする。

- (1) 交付決定後、補助事業の経費又は内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を廃止しようとする場合は、知事に変更承認（廃止）承認申請書を提出し、その承認を得ること。
- (2) 補助事業を完了した場合は、福島県PCB汚染機器分析支援事業補助金実績報告書を作成し、知事に提出すること。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(注)を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(注) 見積書、注文書、請求書、領収書、報告書等の会計帳簿等を整理すること。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。